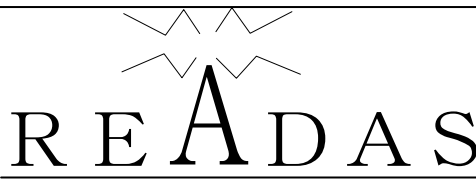


第 5272 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 7月22日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

結婚・子育て資金を贈与した者が死亡した場合

Q：結婚・子育て資金を贈与した者が死亡した場合、資金管理口座にある残高（管理残額）は贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされるようですが、どのような取扱いになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

受贈者が相続人であれば相続により、相続人以外であれば遺贈により取得したものとみなして相続税の計算をします。

ただし、この場合において、受贈者が贈与者（被相続人）から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかったときは、たとえ相続開始前3年以内に被相続人から暦年贈与を受けていたとしても、その贈与により取得した財産は、相続税の課税価格に加算されません。

また、相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続に係る被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者（孫など）である場合には、相続税額が2割加算される規定がありますが、この管理残額に対応する相続税額は2割加算の対象にならないこととされていますので、孫などが相続する場合には、2割加算をする財産と2割加算しない財産とに区分する必要がある、2割加算しない部分は、次のように計算することになります。

受贈者の相続税額（2割加算前）×管理残額 ÷ 受贈者の相続税の課税価格 = 2割加算の対象にならない相続税額

